

安全・安心まちづくりへの主な取組

Point 1 子どもを犯罪の被害から守る条例

県では、心身が未成熟で、犯罪の危険から身を守る能力が低い子どもを地域社会全体で守っていくことを目的として、「子どもを犯罪の被害から守る条例」を制定しました（H28.1 施行）。

県民、事業者、市町村と連携して子どもを犯罪の被害から守る取組を推進することを定めるとともに、子どもの生命又は身体に危害を及ぼす犯罪に発展するおそれのある行為を禁止しています。

参考 宮城 子ども 条例



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/280101.html>



Point 2 防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

県では、犯罪の防止等が期待される防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するため、防犯カメラの管理者等が留意すべき事項を示すガイドラインを策定しました（H28.10 策定）。今後、防犯カメラを設置する際に御活用ください。

参考 宮城 防犯カメラ ガイドライン



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/bouhankamera.html>



Point 3 犯罪被害にあわれた方への支援

県では、犯罪のないまちづくりに取り組むとともに、実際に犯罪の被害にあわれた方、そして御家族の皆様の生活を支援するために、相談をお受けする窓口を設置しています。

窓口の連絡先等は、下記 HP で御確認ください。

犯罪被害にあわれた方へ

宮城 被害者支援



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/hanzaihigaisien.html>



性犯罪被害にあわれた方へ

けやきホットライン



<http://www1a.biglobe.ne.jp/zzm66262/center/#2>



宮城県環境生活部共同参画社会推進課 安全・安心まちづくり推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL:022-211-2567 FAX:022-211-2392

HP : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/anzenplan.html>

(平成29年7月発行)

宮城県の安全・安心まちづくり

県民の皆様が、安心して暮らせるまちづくりの実現には、県民の一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という意識を持ち、基本的人権を尊重しつつ、地域社会が連帯し支え合いながら、犯罪が起きにくい環境を整えることが必要です。

県では、誰もが安心して暮らすことができ、特に次代を担う子どもたちが犯罪に巻き込まれることのない安全な地域社会の実現を目指し、「犯罪のない安心して暮らすことのできる安全なまちづくり」を県民運動として進めています。



犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例は、平成 18 年 4 月に施行されました。条例では、安全・安心なまちづくりの推進にあたって、県、県民、事業者、それぞれの役割を明らかにしたうえで、各種施策を行なっています。



県の役割

- ・県民、事業者、市町村と連携して、安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備する。
- ・市町村が実施する安全・安心まちづくりに関する施策について、必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。
- ・安全・安心まちづくりについて理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行う。
- ・県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動に対し、その活動を促進するため情報の提供、助言その他の支援を行うよう努める。
- ・安全・安心まちづくりに関する **基本計画** を策定する。
2,3ページ 参照

県民の役割

- ・日常生活における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を行うよう努める。

事業者の役割

- ・事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における安全・安心まちづくりに関する自主的な活動に協力するよう努める。

主な基本的施策

- ・児童等の安全確保のための指針を策定する。
⇒学校や通学路の安全確保に努めるとともに、安全教育を実施する。
- ・犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努める。
- ・空き地又は空き家における犯罪の防止に努める。
- ・深夜商業施設等における犯罪の防止のための指針を策定する。



犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(第3期)

総 緒

県では、平成18年4月に施行された「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」に基づき、平成19年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」を、平成24年3月に第2期基本計画を策定し、犯罪のない安心して暮らすことができる安全なまちづくりを進めてきましたが、これまでの成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、平成29年3月に第3期基本計画を策定しました。

目 標

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現します。

基本方針

見守り

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら守っていきます。

支えあい

県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、被災地をはじめとする地域の絆を起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。

環境整備

基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

推進項目

具体的推進方策

方向性 1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

(1)県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成	イ.地域安全情報の提供 ロ.地域における安全教育の充実
(2)安全・安心まちづくりのための環境の整備	イ.県民等の社会活動への参加の促進 ロ.安全・安心まちづくりの担い手となる人材の育成 ハ.「地域の安全は地域で守る」ための解決活動の展開
(3)各ボランティア団体等のネットワーク化の促進	イ.地域における各種活動団体等の連携・ネットワーク化の促進 ロ.地域活動拠点の整備 ハ.各種活動状況等の情報の共有化
(4)行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進	イ.県民運動としての推進体制の確立 ロ.県民運動に向けた意識啓発 ハ.県民運動を推進するためのコミュニティの育成



方向性 2 犯罪被害から子どもを守るために見守り活動の促進と情報化社会への対応

(5)地域で見守る子どもの安全対策の促進	イ.地域における子どもの安全確保に向けた取組の促進 ロ.放課後対策の推進 ハ.子ども110番の家等の設置促進とその活用 ニ.子どもの相談窓口の充実 ホ.子どもに関する安全情報の共有 ヘ.子どもの虐待防止の取組の推進 ト.学校における子どもの防犯に関する総合的な安全対策の推進
(6)子どもに関する安全教育の推進	イ.子どもの健全育成 ロ.子どもの犯罪回避能力の育成等 ハ.子どもを守るために大人に対する安全教育の推進 ニ.家庭における子どもの安全教育の支援 ホ.困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援
(7)子どもを守るためのインターネット・スマートフォン等の利用教育の推進	イ.子どもに対する情報モラル教育の推進 ロ.子どもを取り巻く情報化社会の現状に関する大人の理解度の向上
(8)子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進	イ.子どもを標的とする犯罪から子どもを守るための対策の検討の推進



方向性 3 女性の安全対策の推進

(9)女性を犯罪の被害から守るための対策の推進

- イ.女性に関する安全教室の推進
- ロ.女性が相談しやすい環境の整備
- ハ.女性の適切な支援に向けた関係機関の連携の促進
- ニ.女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の検討の推進

方向性 4 高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進

(10)地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策

- イ.高齢者の見守り活動の推進
- ロ.障害者の見守り活動の推進
- ハ.外国人等の見守り活動の推進



方向性 5 多様化・巧妙化する現代的な犯罪等への対応

(11)振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害の防止

- イ.特殊詐欺被害にあわないための啓発活動の推進
- ロ.関係機関等と連携した被害の未然防止対策の推進

(12)インターネット・スマートフォン等の利用に起因する犯罪被害や人権侵害等の防止

- イ.インターネット・スマートフォン等の安全な利用に向けた啓発活動の推進
- ロ.インターネット・スマートフォン等の利用に関するトラブルの相談体制の充実

(13)危険ドラッグをはじめとする違法薬物被害の防止

- イ.子どもに対する薬物乱用防止教育の推進
- ロ.薬物乱用防止に向けた啓発活動の推進

方向性 6 学校、通学路等の安全対策の推進

(14)安全な学校・通学路づくり

- イ.学校等の施設の安全対策(構造、設備、管理)の推進
- ロ.地域ぐるみでの子どもにとって安全な通学環境の整備

方向性 7 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、公共施設・商業施設等の普及

(15)犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及

- イ.道路、公園、駐車場等の見通しの確保、防犯設備等の整備促進
- ロ.自動車・自転車の盗難防止対策の推進

(16)犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及

- イ.防犯性の高い建物部品の普及
- ロ.防犯モデルマンション認定制度等の導入促進

(17)犯罪の防止に配慮した安全な公共施設・商業施設等の普及

- イ.公共施設・商業施設等の多くの人が利用する施設の防犯力の向上
- ロ.深夜小売業施設に対する安全情報の提供、安全対策の啓発
- ハ.深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進

(18)防犯カメラの適かつ効果的な活用の促進

- イ.防犯カメラの適かつ効果的な設置・運用に向けた啓発
- ロ.防犯カメラの適かつ効果的な設置・運用の支援



方向性 8 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり

(19)観光地・繁華街等の環境整備

- イ.街の美観を著しく阻害する違反広告物、落書き等を許さない環境づくり
- ロ.犯罪に利用されないための空き地・空き家・空き店舗等対策の推進

(20)観光地における情報提供の充実

- イ.訪れる人にとって分かり易い案内看板、パンフレット等の普及
- ロ.観光案内所等での安全情報の提供
- ハ.外国人観光旅行者への地域安全情報の提供

方向性 9 被災地における安全・安心まちづくりの推進

(21)被災地の安全対策の推進

- イ.被災地の安全パトロールの推進
- ロ.被災地などへの安全教育の推進
- ハ.被災者のための相談窓口の充実

(22)被災地のまちづくりにあわせた環境整備の促進

- イ.被災地の新たなまちにおける犯罪の起きにくい環境づくりの促進
- ロ.被災地の新たなコミュニティにおける安全・安心まちづくり推進体制の再構築の促進

(23)被災地における子どもの安全・安心の確保

- イ.被災地における子どもの見守りの推進
- ロ.被災地における通学路の安全点検の推進
- ハ.被災地における子どもの安全な居場所づくりの推進

